

玉掛け技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条、クレーン等安全規則第221条により、吊り上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務は、玉掛け技能講習を修了した者でなければ就業してはならないと規定されております。今回、下記により技能講習を実施致しますので、該当者の受講をご案内申し上げます。

記

1. 日 時 (1)学科 9月11日(水)・12日(木)9:00～17:10(2日目16:30)
(2)実技 1班 :9月14日(土)8:00～17:20
2班 :9月15日(日)8:00～17:20
*実技は1班、2班いずれか1日を受講します。
2. 会 場 (1)学科 茂原市役所市民室(住所:茂原市道表1番地)
(2)実技 三井化学(株)茂原分工場講堂前(住所:茂原市東郷2000-1番地)
*開催場所及び駐車場の地図は受講票に表記しております。
3. 受講料 27,565円(講習料25,920円(消費税1,920円含む)/テキスト代1,645円(消費税121円含む))
4. 申込方法
(1)別紙「受講申込書・受講票」に必要事項をご記入願います。
なお、本人確認のため、運転免許証(写)又は健康保険被保険者証(写)等を添付し、郵送等にて当協会までお申し込み下さい。
(2)証明写真(3cm×2.5cm)を貼らずに1枚添付して下さい。
(申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽・無背景・コピー用紙不可(裏面に氏名を記入願います))
(3)受講料のお支払い先 *締切日までにお支払願います。
「千葉銀行茂原支店 普通預金口座 1327645
一般社団法人 茂原労働基準協会 会長 村田 雅紀」
(4)受講当日欠席の場合、受講料の返却は致しませんのでご了承ください。
5. 申込み締切日 8月23日
6. 募集人員 80名(締切日前に定員に達することがあります。事前に電話等にて確認をお願いします。)
7. 修了証 修了試験に合格した方には、後日修了証を郵送いたします。
8. その他 次の事項に該当する方は、学科・実技の一部が免除になります。
①クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士の国家試験免許を有するもの
②床上操作式クレーン運転技能講習または小型移動式クレーン運転技能講習を修了したもの
※①②に該当する方は、免許証・技能講習修了証のコピーを申込時に添付して下さい。
※5トン未満クレーン運転業務特別教育修了者は該当いたしません。
9. 申込み・問合せ先 (一社)茂原労働基準協会 〒297-0026 茂原市茂原644-1 TEL&FAX 0475-36-2121